

NEWS RELEASE

No. 11-08

2011年7月4日

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

2011年度損害保険研究費助成制度の募集開始

当研究所では1993年に「損害保険研究費助成制度」を設け、損害保険および関連分野を専攻される新進研究者に対して研究費の一部を助成してまいりました。これまでの受給者数の合計は過去18年間で58名となっており、助成額は2010年度末累計で5,230万円に達しています。

当研究所では、今年も引き続き学術振興策の一環として次のとおり助成受給者を募集します。

助成対象となる研究者は、大学院生、助教、講師および助成開始時点で就任後3年未満の准教授等です。募集は、大学教授から候補者を推薦していただく“推薦方式”および研究者ご本人が自薦する“自薦方式”（助教以上であることが条件）があります。

受給者は、応募者の中から当研究所の選考委員会が厳正な審査を行い決定します。

【助成金制度の概要】

- ・ 助成対象者
大学院または学部において、損害保険および関連分野の研究に従事する准教授、講師、助教および大学院生等
(注) ①准教授については、助成開始時点で就任後3年未満であること—今年度の場合、2008年12月以降准教授に就任された方
②過去に助成を受けた方は対象となりません。
③大学院生は、“自薦方式”による応募はできません。
- ・ 助成金額
1名あたり年額50万円
- ・ 助成期間
原則として3年間。ただし、准教授については、就任後3年目までとします。また、助成期間中に研究活動から離れた場合および教授に昇任した場合には以後助成しません。
- ・ 資金使途
損害保険および関連分野の研究のために必要な費用（ただし生活費を除きます。）
- ・ 付帯条件
①受給開始の翌年度より3年間にわたって前年度に受給した資金の使途、研究の進捗状況等を所定の書式により報告すること。
②助成期間中に最低1回以上、研究成果を当研究所の機関誌「損害保険研究」へ論文として発表すること。
- ・ 推薦・応募手続きと締切日
研究者の推薦を希望する大学教授は、下記「本件に関するお問い合わせ先」にご連絡ください。申請に必要な書類をお送りいたします。
自薦の応募者は、当研究所ホームページに掲載した応募書式をダウンロードして、ご記入のうえご送付ください。
応募締め切り日：9月20日（火）
- ・ 結果報告とHPへの掲載

選考委員会で審査し、10月初旬に助成の可否をご連絡します。なお、受給決定者については、その氏名、所属（大学名、学部・学科名）をHP上で公表いたしますのでご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
公益財団法人 損害保険事業総合研究所
学術振興担当 滝澤 照幸
(TEL : 03-3255-5513)

以上

この資料は、保険関係業界紙各社に同時に配布しております。